



和解案に対し東電、不当な回答

平成23年12月27日に提示した原子力損害賠償紛争解決センター（原紛センター）に対し、東京電力は平成24年1月26日に回答しました。

1. 財物の価値喪失分の賠償につき内払いを拒否

財産価値の減少について、東京電力は不動産の価値喪失分の賠償自体には応じました。しかし、留意しなければならないのは、財産価値の減少等に関しては、各費目につき**和解案に記載された損害額を超える債務がない旨の確認条項（清算条項）を求めている点**です。

つまり、後になってこちら側で損害が発生したことがわかって新たに原紛センターなどで「こういう損害が出た」と主張をしても、東京電力はその項目についての損害を追加してお支払いすることはしません、ということです。

第2号でお伝えしたとおり、原紛センターでは財物価値の喪失分について、今回決めるのは損害の一部という和解案を提示しました。実際にも、現状立入りが自由にできない被災者の方は自分の損害状況を正確に把握することが困難な場合があります。また、未だ不動産買取りなど国の方策は見えてこないままです。そのような状況下に、賠償するのは今回限りとする東京電力の回答は被災者の不安定で金銭的に苦しい場面に立たされている被災者の方々の状況を全く考慮していないものです。

2. 慰謝料について

第2号でもお伝えしたとおり、原紛センターの和解案では、「申立人らは、本件事故によって急きょ避難を余儀なくされ、申立人らの個別事情として認められるところの生活の基盤、日々の暮らしを一瞬にして失ったものである。かかる事態により受けた精神的苦痛、衝撃は、避難生活に一般的に伴う慰謝料のみでは評価し尽くせないものであり、避難生活に伴う慰謝料とは別に被申立人が加算して支払義務を負うのが相当である。」として、避難生活に伴う慰謝料とは別に50万円を慰謝料として支払うよう提示しました。ところが、東京電力はその増額となる事情は中間指針の算定で考慮されている**として上乗せした50万円分の支払いを拒否しました**。原紛センターは中間指針公表後に届く被災者の皆さんの声に答えるため、追加の支払を提示したのであり、東京電力の回答はこれを無碍にするものです。

3. 仮払金との清算

第2号でもお伝えしたとおり、原紛センターでは、「仮払金については、本件和解提示金額からの控除はせず、後日、損害額の全額が確定した際に最終清算されるのが相当である。」として、仮払金との清算を最終的な時点とするよう提案しました。

しかし、東京電力は、**実務への影響という自らの一方的な都合を理由として現時点での清算を求めました。**

未だ収束していない事故に関する一部請求で、なおかつ事故日からの遅延損害金を求めないいわゆるADRという手続において、現時点での仮払金との清算を求め、元本をそのまま控除するという手法は法律上からも問題があります。また、実務への影響とは、東京電力へ直接請求をしてきた方々へは仮払金を控除しなければ賠償しないという一方的な姿勢を続けてきたこととの整合性がとれない、という意味であり、弁護団ではこのような一方的な仮払金との清算は認めません。

東京電力を動かすためにみんなで声を上げましょう！

東京電力は平成23年10月28日付「特別事業計画」において、和解仲介案の尊重を約束しています。しかし、東京電力の回答内容は結果としてこの約束に反し、自らの業務の都合だけを考え、被災者の皆さんの生活を全く考えないものでした。このような回答を私たちは許すわけにはいきません。

このままでは、被災者の皆さんを置いてきぼりにした賠償が続けられてしまいかねません。東京電力の身勝手な回答を変えるには、皆さん一人ひとりの声。

皆で声を上げましょう！弁護団はそんな皆さんを全力で応援します。

うちの町でも集団申立てしたい！

相談会を開いて欲しいなあ…



原発被災者弁護団

0120-730-750

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-8-16

第2升本ビル5階

<http://ghb-law.net/>

最新情報がTwitterで見られます。

<https://twitter.com/#!/GenpatuBengodan>

